

配偶者等における暴力に関する調査 調査結果報告書(ダイジェスト版)

千葉県男女共同参画センターでは、平成26年度事業として「配偶者等における暴力に関する調査」を実施しました。配偶者等における暴力は、身近に起こりうる人権侵害であり、男女共同参画社会の実現のためには、その防止と対策に継続的に取り組むことが必要です。

本調査は、配偶者等における暴力に関する市民の意識と実態を把握し、今後の具体的施策の基礎資料とすることを目的に行いました。

* 調査の対象	千葉市内にお住まいの満20歳以上の男女各1,500人 (無作為抽出)
* 調査の方法	郵送配布－郵送回収法
* 調査の期間	平成26年9月2日～9月17日
* 回収の状況	有効回答数:1036件(有効回答率:34.5%)

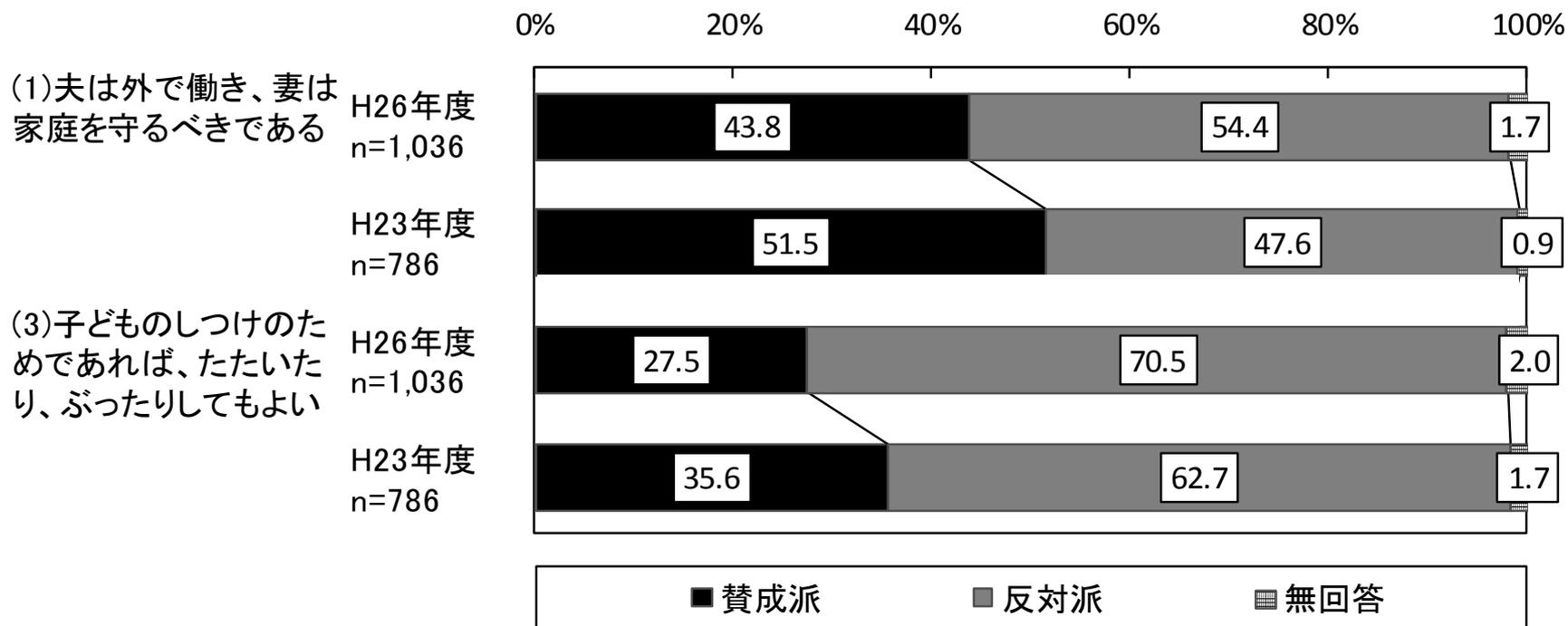
注1) %は小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しているため、%の合計が100%にならないことがあります。

注2) グラフは、内容に応じて、抜粋したものを掲載しています。

1. 配偶者等による暴力に対する認知度、意識

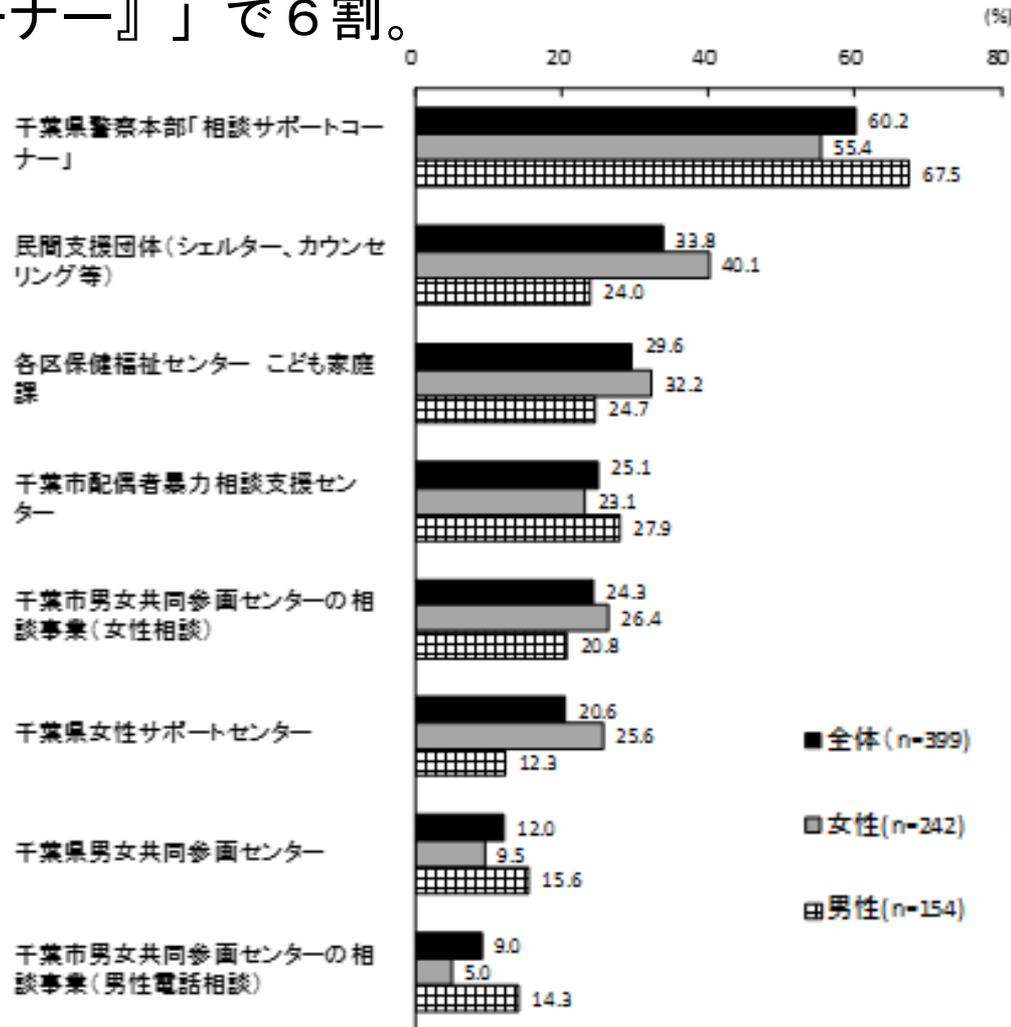
性別役割分担に対する意識（問1）

「(1)夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」および「(3)子どものしつけのためであれば、たたいたり、ぶったりしてもよい」の2項目は、平成23年度と比べると『反対派』がやや多くなっている。



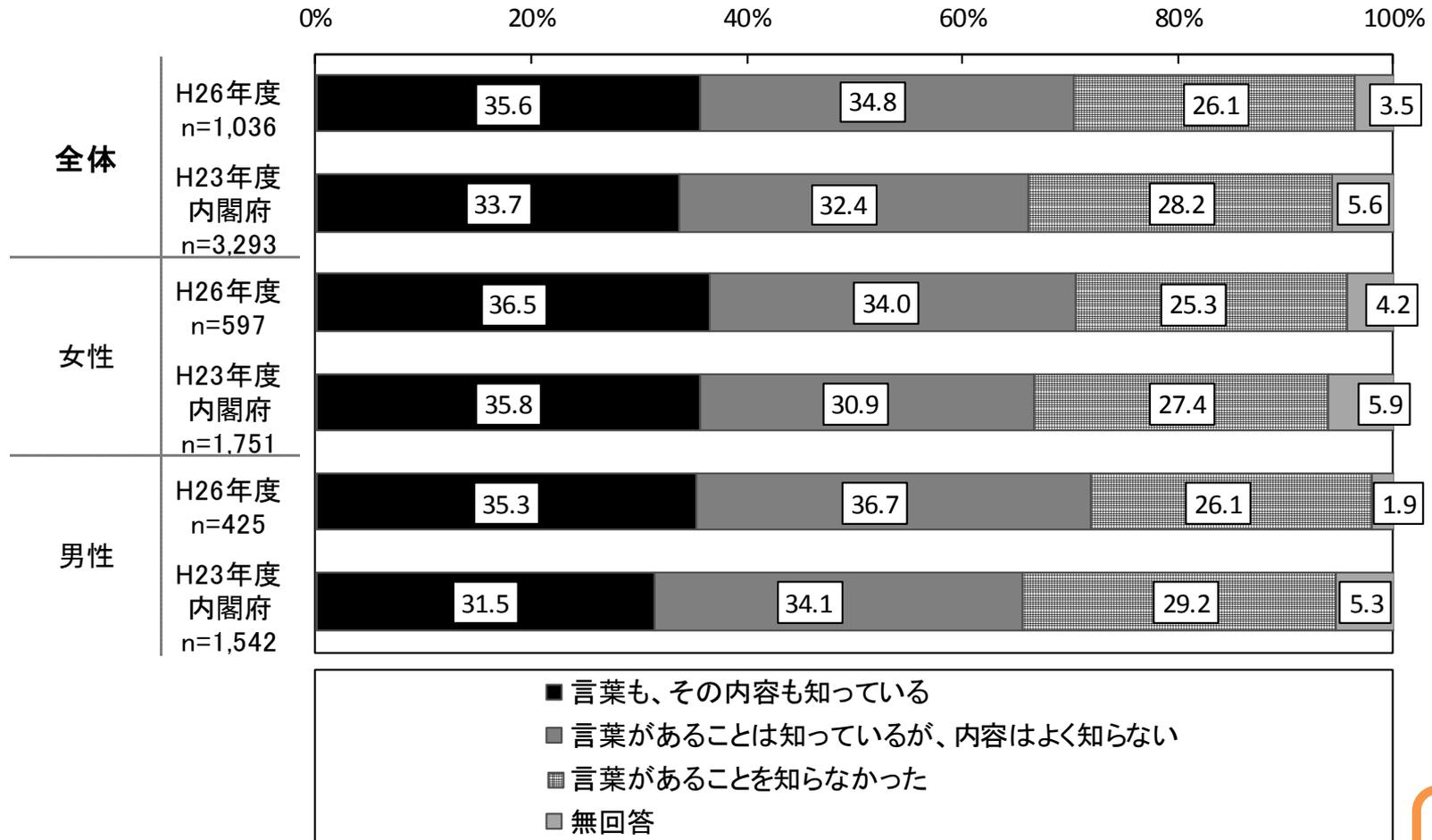
配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度 問3(2)

DV防止法の認知度は9割以上と高いものの、相談窓口の認知度は4割近くと半数以下。認知度の高い相談窓口は、「千葉県警察本部『相談サポートコーナー』」で6割。



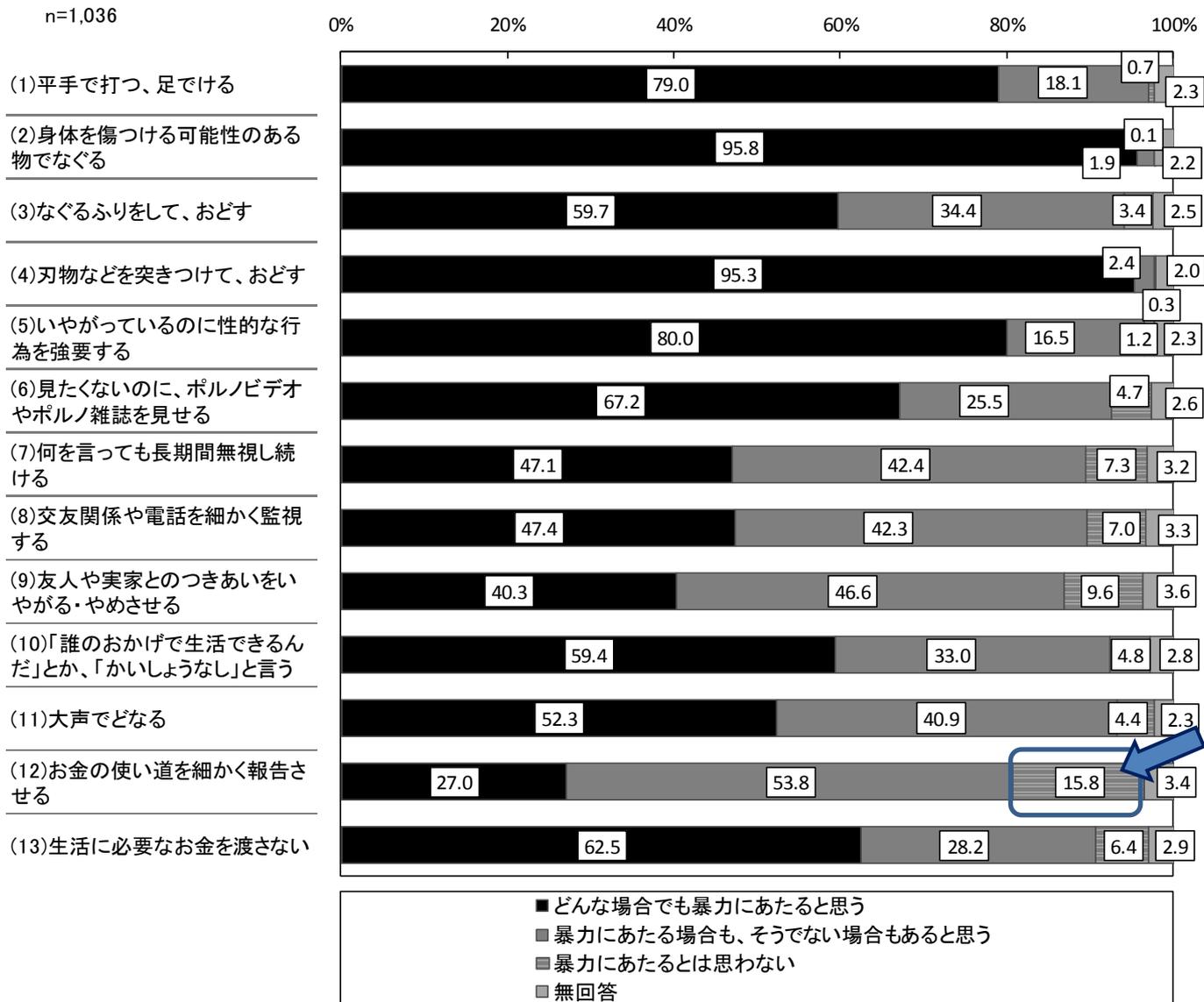
デートDVの認知度（問4）

「デートDV」という言葉を知っている人は約7割。



暴力をふるうことについての意識（問5）

“暴力にあたると思わない”は、「(12) お金の使い方を細かく報告させる」が他の項目と比べて多くなっている。

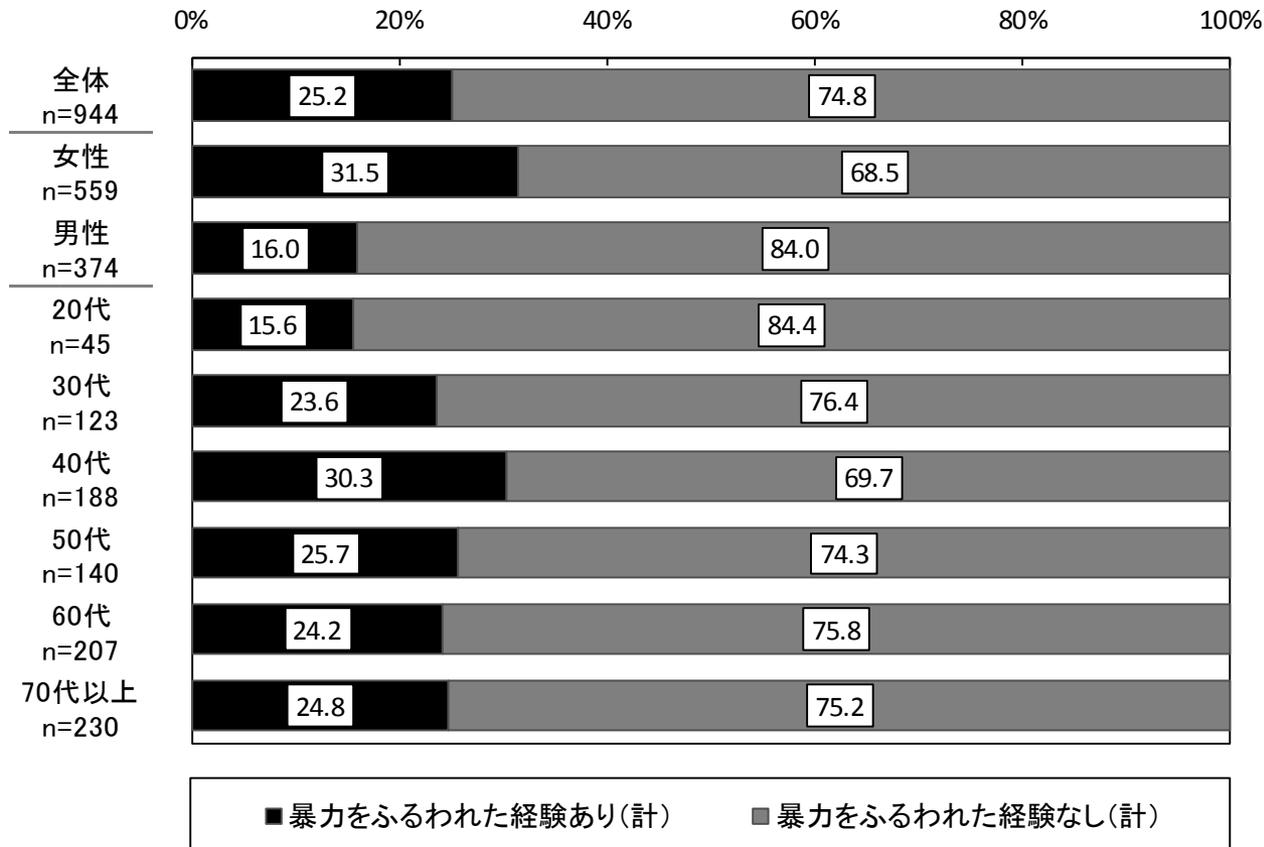


2. 配偶者等による暴力被害の実態

暴力をふるわれた経験（問7）

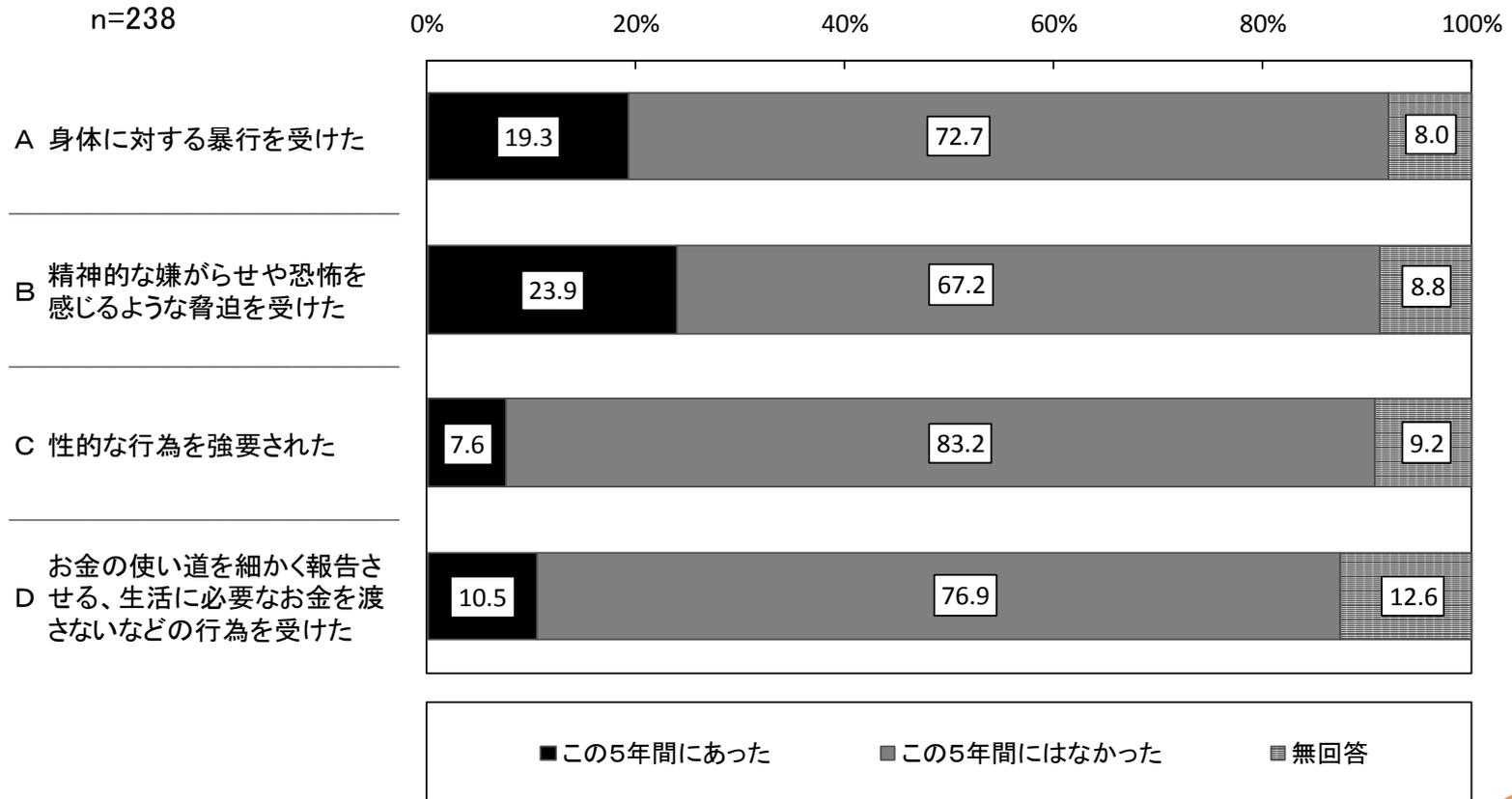
『暴力をふるわれた経験あり』は2割半ば。女性の被害経験は、3割以上で男性より多い。

年代別では、被害経験は、40代が30.3%で最も多い。



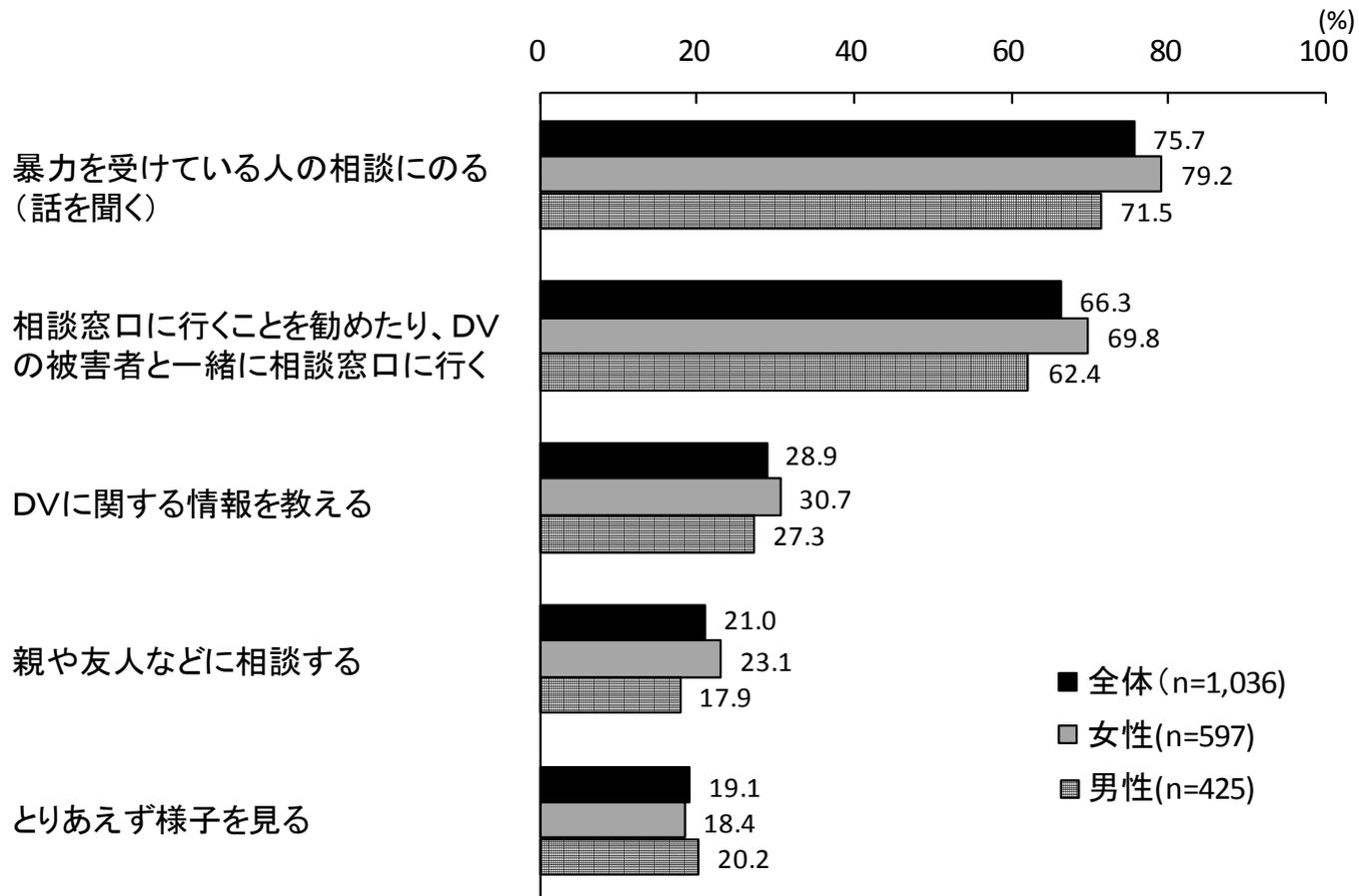
暴力をふるわれた経験(最近5年間の状況)(問8)

「A 身体的暴行」は約 2 割、「B 心理的攻撃」は 2 割以上。A～D のうち、「B 心理的攻撃」は女性で最も多く、2 割半。



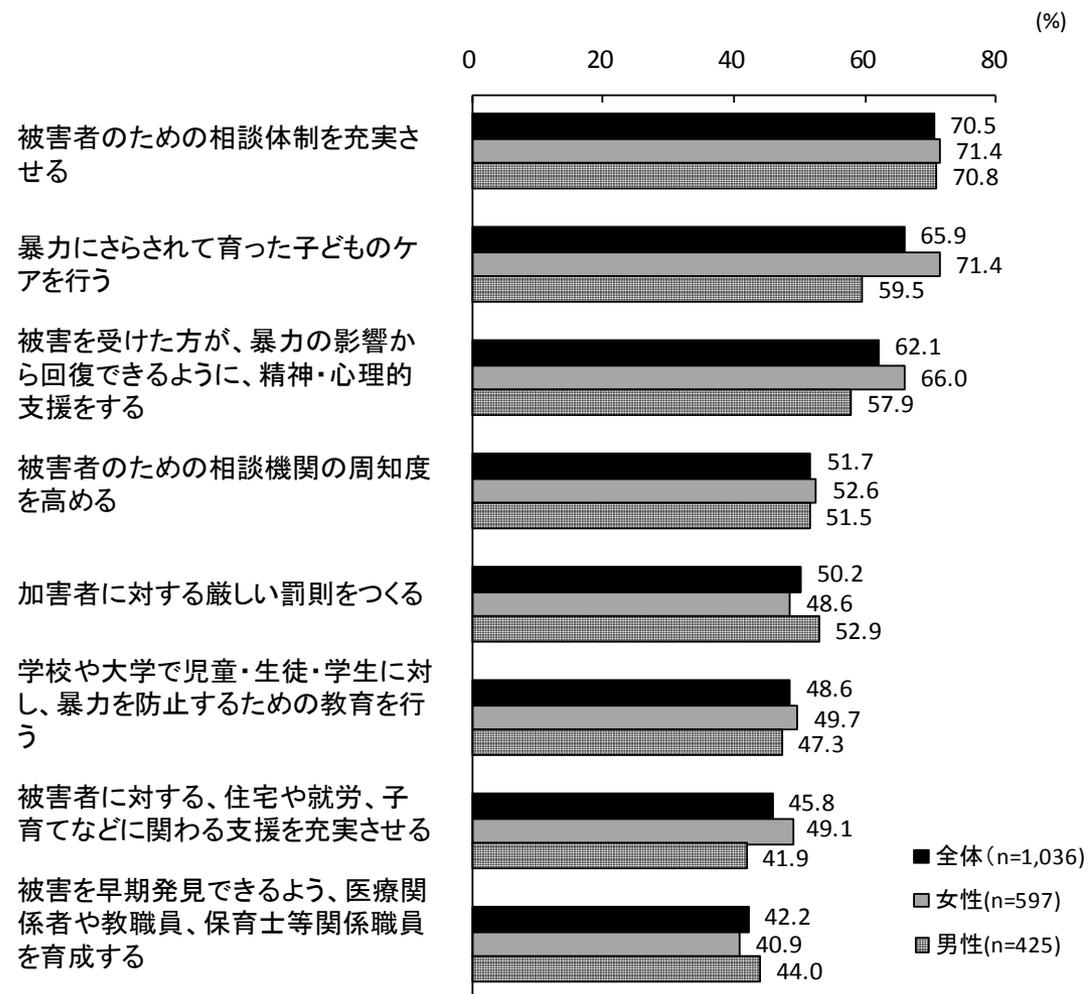
身近なDVに気づいた際の対応（問13）

「暴力を受けている人の相談にのる（話を聞く）」が7割半ばで最も多い。次いで「相談窓口に行くことを勧めたり、DVの被害者と一緒に相談窓口に行く」が7割近く。



被害者が安心して生活するために必要なこと（問14）

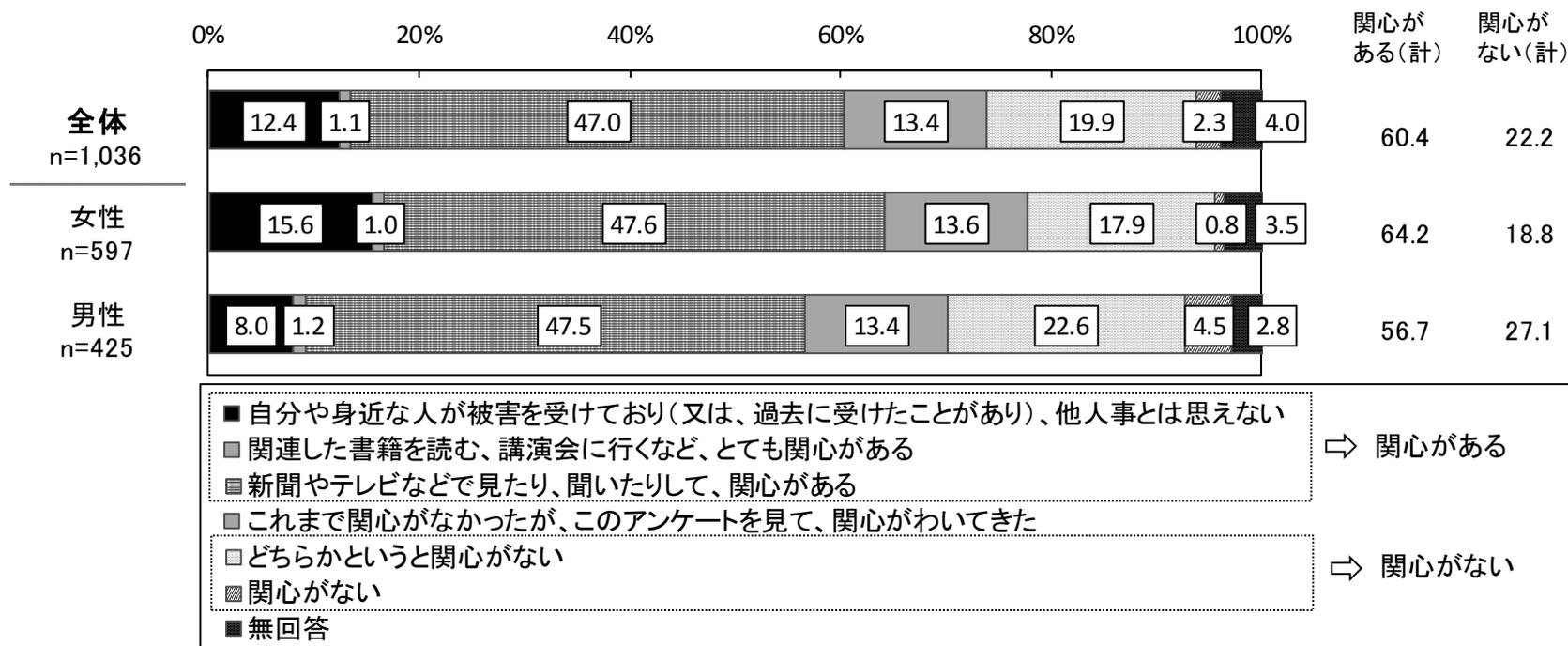
「被害者のための相談体制を充実させる」が約7割で最も多い。次いで「暴力にさらされて育った子どものケアを行う」が6割半。



DV問題への関心（問15）

「新聞やテレビなどで見たり、聞いたりして関心がある」が5割近くで最も多い。「自分や身近な人が被害を受けており(又は、過去に受けたことがあり)、他人事とは思えない」が1割以上。

「関心がある」は「女性」が64.2%、「男性」が56.7%と、女性の方がやや多い。

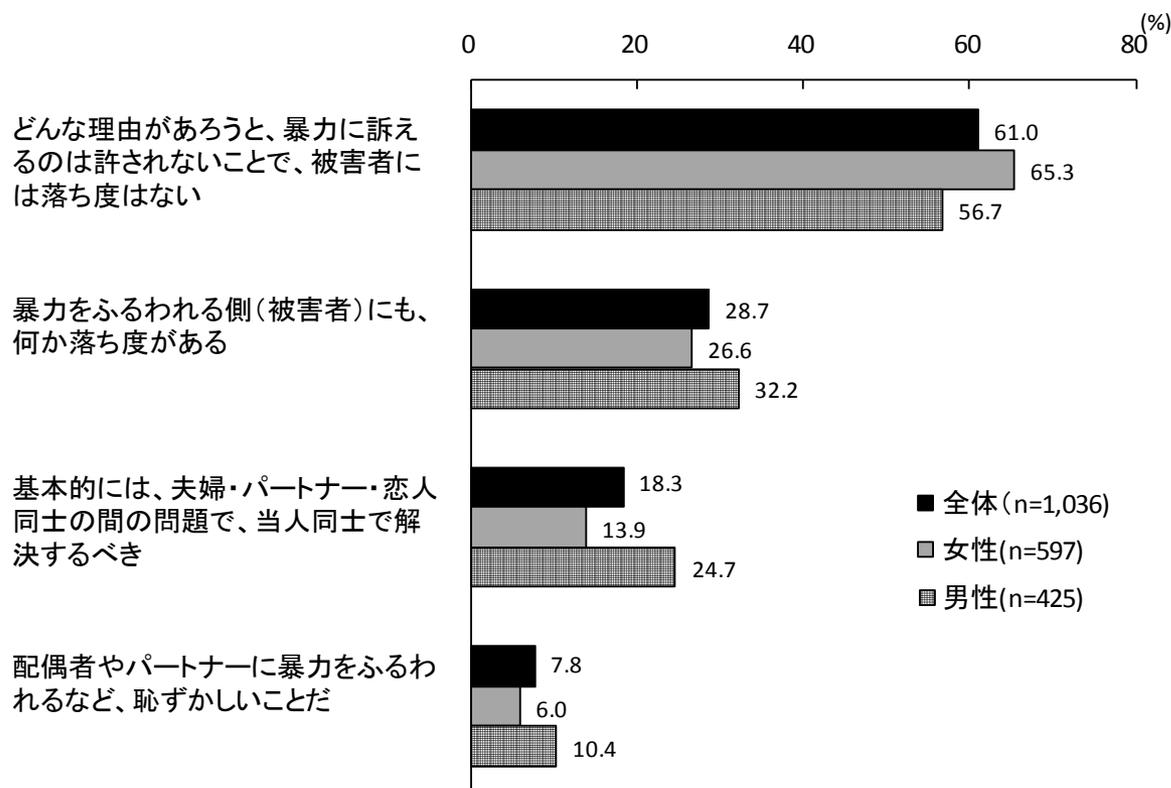


3. 配偶者等との間の暴力の防止と対策

DVに対する自分の考えについて(問16)

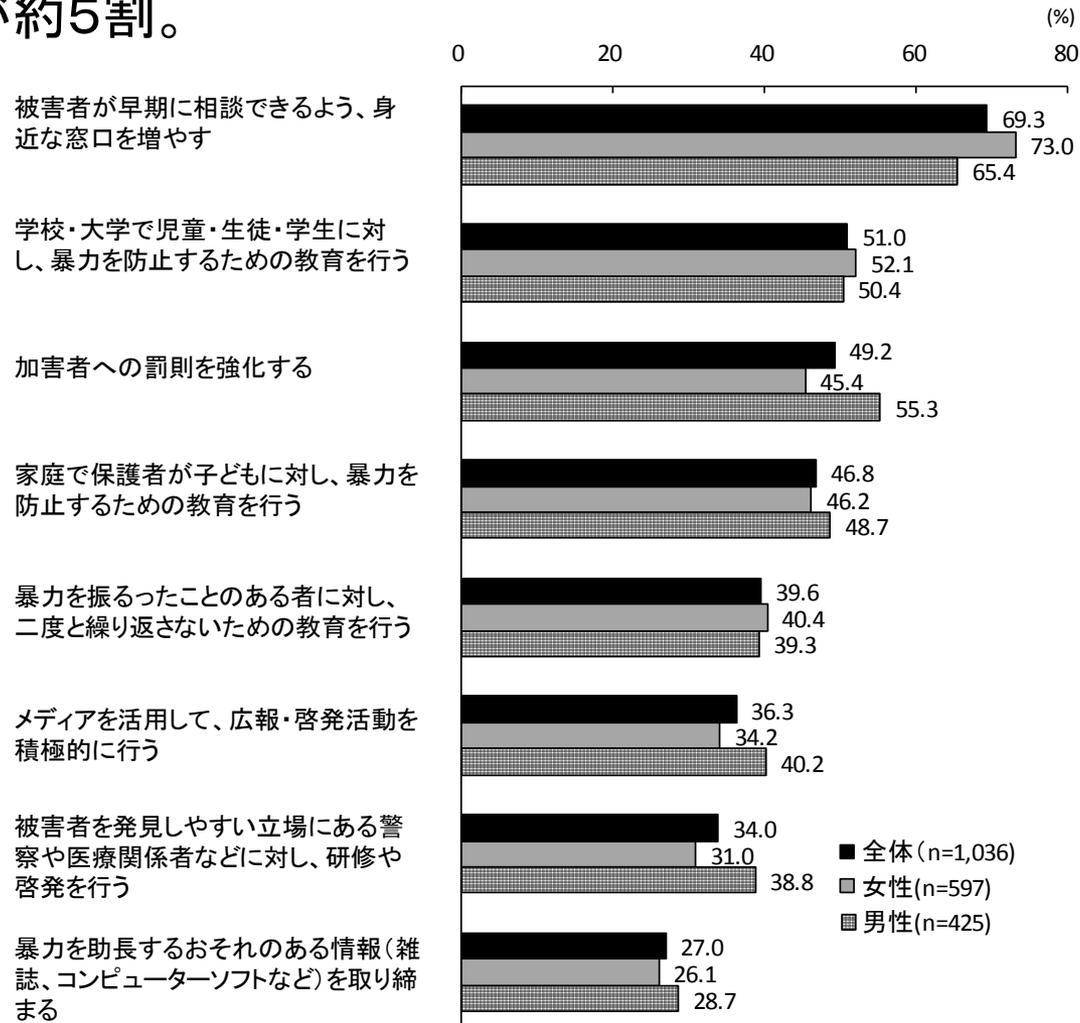
「どんな理由であろうと、暴力に訴えるのは許されないことで、被害者には落ち度はない」が約6割で最も多い。次いで「暴力をふるわれる側(被害者)」にも、何か落ち度がある」が3割近く。

「基本的には、夫婦・パートナー・恋人同士の問題で、当人同士で解決すべき」で「女性」が13.9%、「男性」が24.7%と、男性の方が10.8ポイント高い。



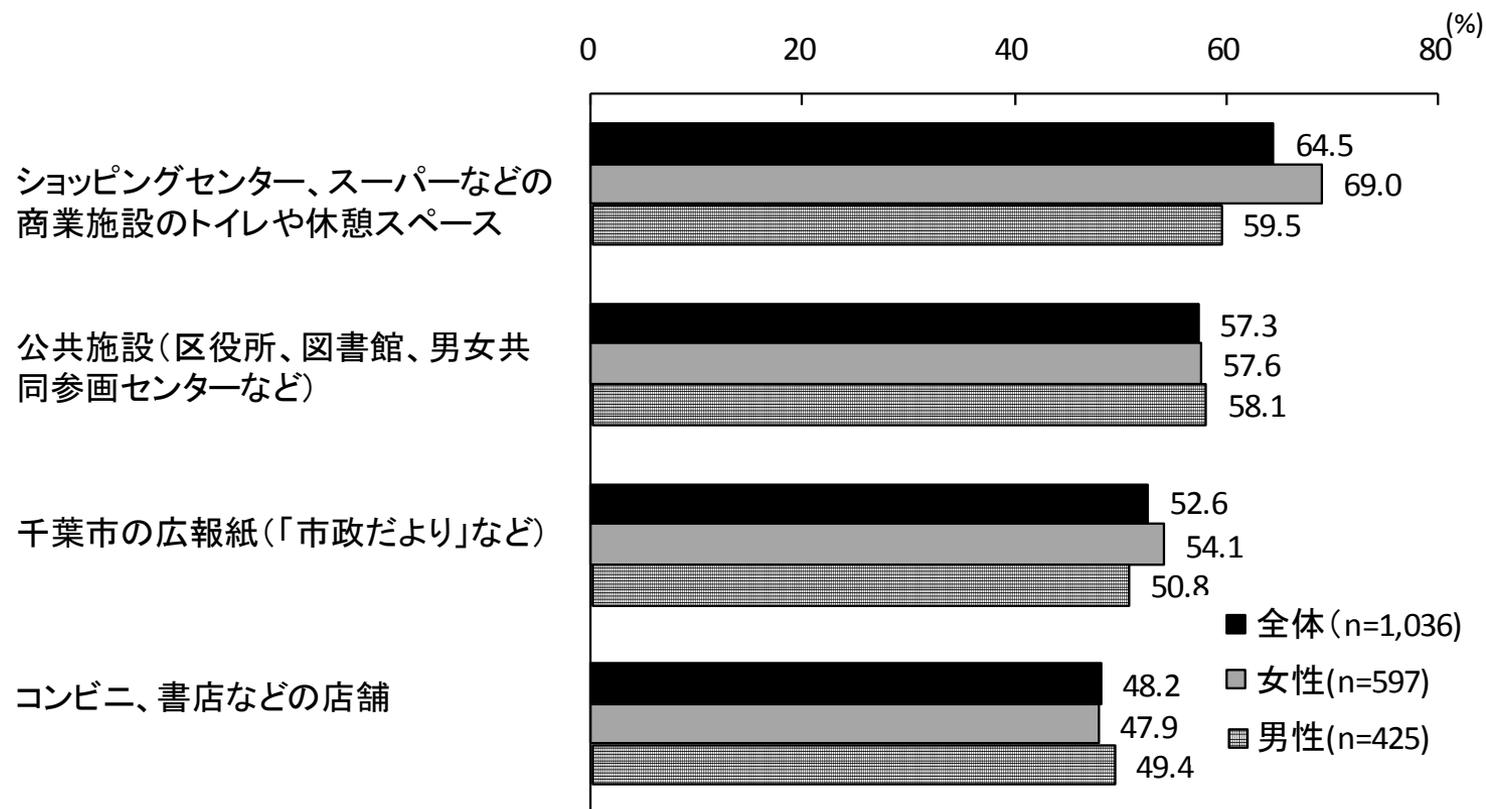
男女間の暴力を防止するために必要なこと(問17)

「被害者が早期に相談できるよう、身近な窓口を増やす」が約7割で最も多い。次いで「学校・大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」が約5割。



男女間の暴力を防止するための広報・啓発（問18）

「ショッピングセンター、スーパーなどの商業施設のトイレや休憩スペース」が6割半ばで最も多い。次いで「公共施設（区役所、図書館、男女共同参画センターなど）」が6割近く。



4. 調査結果のポイント

(1) 配偶者による暴力に対する認知度、意識

DV防止法の認知度は9割以上と高いものの、相談窓口の認知度は4割近くと半数以下にとどまった。「千葉県配偶者暴力相談支援センター」、「千葉県男女共同参画センター」の認知度は3割以下と低い状況にある。さまざまな相談窓口があることを周知し、認知度を高めることが課題といえる。一方、デートDVの認知度は約7割となっており、認知度は高まってはいるものの、向上の余地があると思われる。

また、「お金の使い道を細かく報告させる」「友人や実家とのつきあいをいやがる・やめさせる」について、「暴力にあたると思わない」との回答が他の項目と比べて多い。今後、これらも心理的暴力であるとの意識を高めていく必要がある。

(2) 配偶者等による暴力被害の実態

暴力をふるわれた経験は、「身体的暴力」が2割近くで最も多いが、8割以上は“まったくない”と答えている。「身体的暴力」の被害は、女性が2割以上と男性より多くなっている。

最近5年間における暴力の被害経験については、「心理的攻撃」を受けたとの回答が女性で2割半と多くなっており、女性の被害の実態が明らかになった。

心理的攻撃の場合、被害者も周囲の人たちもそれを暴力であると認識することが難しいので、被害が潜在化しやすいといえる。身体的暴力だけでなく心理的攻撃もDVであることを更に周知し、社会全体の認識が深まることで、DVを予防し、被害者を相談などの支援につなぐことができる。

相談先については、「友人・知人・近所の人」、「自分の親・親族」が特に多いが、3割半が「誰にも相談したり、打ち明けたりしたことはない」と回答している。相談しなかった理由としては、「自分にも悪いところがあった」、「相談するほどのことではないと思った」、「自分さえ我慢すればいいと思った」が上位を占め、DV被害を潜在化させてしまう要因のひとつとなっていることがうかがえる。

(3) 配偶者等との間の暴力の防止と対策

DVに対する考え方については、「どんな理由があろうと、暴力に訴えるのは許されないことで、被害者には落ち度はない」との回答が約6割を占めた。一方、「暴力をふるわれる側(被害者)にも、何か落ち度がある」との回答が3割近くを占め、依然として暴力を容認する考え方が根強く残っていることがうかがえる結果となった。

被害者が安心して生活するために必要なこととして、「相談体制の充実」を求める声が7割と最も多かった。被害者を適切な支援につなげるためには、関係機関との一層の連携を図ることが求められる。

また、わかりやすいビジュアルを活用したリーフレット等の広報物を作成し、ショッピングセンターなど商業施設での配布の協力を求めるなど、市民に届きやすい広報を充実させることが必要である。

※本調査結果報告書は、千葉市男女共同参画センターおよび市内図書館にありますので、詳しくはそちらをご覧ください。

発行日：平成27年3月

発行：千葉市市民局生活文化スポーツ部男女共同参画課
千葉市男女共同参画センター 電話043-209-8771